

生涯メールサービス運用規程

(定義)

第1条 十文字学園女子大学（以下「本学」という。）は、卒業生を対象として、在学時に使用したメールアドレスを卒業後も利用可能とすることで、本学（同窓会を含む。）からの情報発信、本学と卒業生との情報交換、ならびに卒業生相互交流の機会を提供する。なお、卒業生が使用するメールサービスについては、「生涯メールサービス（以下「本サービス」という。）と称して、本学教職員および学生の使用するメールサービスと区別する。

(利用者)

第2条 本サービスを利用できるものは、本学を卒業または修了した者（以下「利用者」という。）とする。

2 本サービスの利用資格は、原則として卒業時、修了時に自動的に与える。

(利用者同一性の確認)

第3条 利用者の同一性については、ユーザ ID 及びパスワードをもって確認することを基本とし、必要に応じて事務手続きを行い、利用者の同一性を補完する。

(利用者の責任)

第4条 利用者は、自らのユーザ ID とパスワードを適正に管理しなければならない。

2 利用者は、本サービス利用における自身の行為について法的な責任を負い、利用者が本サービスにおいて通信する内容については、利用者自身の責任において適法性を判断しなければならない。

3 利用者間において紛争等が生じた場合は、当事者間で解決しなければならない。

4 利用者は、生涯メールの利用にあたり、損害を生じさせた場合には、その責任を負わなければならない。

(禁止事項)

第5条 利用者が本サービスを利用するにあたっては、次の行為をしてはならない。

(1) 法令違反行為または法令違反のおそれのある行為

(2) 誹謗、中傷、その他公序良俗に反する目的のために利用する行為

(3) 個人、法人に不利益をもたらす行為

(4) 個人、法人の知的財産権及びプライバシー等その他の権利を侵害する行為

(5) 商業や営利目的、宗教活動や政治活動のために利用する行為

(6) 本サービスによって利用者に提供された情報を目的以外の目的で使用する行為

(7) 本サービスに支障をきたすおそれのある行為及び本学が不相当と判断した行為

(本学による利用停止措置)

第6条 本学の情報セキュリティポリシーで定める情報セキュリティ責任者は、利用者が前条に掲げる禁止行為をおこなったときは、当該利用者の利用を停止することができる。

2 情報セキュリティ責任者は、継続して3年間利用がなかったときは、当該利用者の利用を停止することができる。

(利用の放棄および変更)

第7条 次の各号にあたる場合、本学は当該利用者の登録情報の停止及び変更等ができる。

(1) 利用者本人もしくはその正当な代理人から申し出があった場合

(調査および報告)

第8条 本学は、本サービスの利用において第5条各号に該当する行為が発生した場合、または発生する恐れがある場合、プライバシーに配慮したうえで必要な調査を実施することができる。なお、調査の実施及び結果については、運営会議等に報告をおこなう。

(サービスの中断・終了)

第9条 本学は、本サービスを任意の理由により中断または終了できるものとする。

(免責事項)

第10条 本学は、本サービス利用中に生じた利用者及び第三者への損害や不利益に関し、一切の責任を負わないものとする。また、それらが他人によって悪用された場合に生じる不利益または損害についても一切の責任を負わないものとする。

2 本学は、本サービスを通じて得る情報等についていかなる保証も行わない。

3 本学は、第9条の規程により生涯メールサービスを中断あるいは終了する場合には、利用者を含むいかなる者に対しても、サービスの中断あるいは終了によって生じる損害・損失その他の費用の賠償・補償は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償の請求)

第11条 本サービスの利用者が不正な利用により、本学に損害を与えた場合、本学は当該利用者に対して損害賠償等を求めることがある。

(個人情報の第三者への提供)

第12条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、メールアドレス及び本サービスで利用する個人情報を第三者に提供する場合がある。

(1) あらかじめ利用者の同意を得た場合

(2) 法令に基づき提供を義務づけられた場合

(規程の適用)

第13条 利用者が本サービスを利用したときは、本規程の内容ならびに本サービスのプラットフォームである、Microsoft社のOffice365サービスの利用規約を承諾したものとみなす。

(その他)

第14条 本サービスの運営に関して必要な事項は、運営会議で審議のうえ学長が定める。

(事務)

第15条 本サービスに関する事務は、学術情報部教育情報推進課において処理をする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、企画担当副学長の発議に基づき運営会議の議を経て学長が決定する。

附則 この規程は、2020年4月1日から施行する。